

② 障害者施策推進協議会報告

名古屋市障害者差別解消支援会議について

1 概要

障害者差別解消法第 17 条の「障害者差別解消支援地域協議会」に基づき設置するもの。

2 役割

以下の事項について必要な情報を交換し、差別を解消するための取り組みに関する協議を行う。

- (1) 障害を理由とする差別に関する相談事例に関すること。
- (2) 相談事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取り組みに関すること。
- (3) 相談事例の解決を後押しするための相談機関相互の連携の推進に関すること。
- (4) 障害及び障害者に対する市民の理解の促進に関すること。
- (5) その他本市における障害者差別解消の推進に関すること。

3 構成員 (28 名)

精神分野の委員：堀田 明 (名古屋市精神障害者家族会連合会会長)

小田 賢一 (患者団体「雑草」副代表)

王子田 剛 (愛知県精神障がい者福祉協会事務局長)



4 開催の当面のスケジュール (予定)

H28 年 9 月 第 1 回 障害者差別解消支援会議開催。年明けに第 2 回障害者差別解消支援会議開催。

民間事業者等による障害を理由とする差別の相談件数 (4 月から 5 月)

(1) 相談件数

受付件数は合計で 11 件。内訳は区役所が 2 件、支所 0 件、保健所が 9 件。

(2) 相談分野別

◆民間事業者による差別の相談件数は 11 件のうち 9 件。うち、交通事業者が 2 件、医療関係が 2 件、障害福祉サービス事業者が 1 件。残りの 4 件はその他に分類されています。

◆行政機関による差別の相談件数は 11 件のうち 2 件。

(3) 障害種別

身体障害者の方が 4 人。知的障害者の方が 1 人。精神障害者の方が 4 人。発達障害者の方が 1 人。障害種別が不明の方が 3 人。

(4) 対応方法

相談者への説明、助言等で対応した件数が 4 件です。

対象の障害者への説明、助言等で対応した件数が 0 件です。

相談の相手方への説明、助言等で対応した件数が 6 件です。

関係機関への連絡で対応した件数が 3 件です。

他部署、他機関へ引継した件数は 1 件です。

